

平成 30 年 2 月 21 日
法務省矯正局

民間競争入札実施事業
刑事施設における総務業務の実施状況について

I 事業の概要

1 委託業務の内容

府中刑務所及び立川拘置所における総務業務(以下「本業務」という。)

2 実施期間

平成 26 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

3 受託事業者

株式会社アール・エス・シー (グループ：株式会社セノン)

4 受託事業者決定の経緯

(1) 入札スケジュール等

ア 当初入札(1回目)

- ・ 入札の方式 総合評価落札方式
- ・ 入札公告 平成 26 年 2 月 14 日
- ・ 入札説明会 平成 26 年 2 月 21 日
- ・ 提案書提出期限 平成 26 年 5 月 2 日
- ・ 開札 平成 26 年 6 月 4 日(不落)
- ・ 入札参加者数 2 者

イ 再度公告入札(2回目)

- ・ 入札の方式 総合評価落札方式
- ・ 入札公告 平成 26 年 7 月 10 日
- ・ 提案書提出期限 平成 26 年 7 月 15 日
- ・ 開札 平成 26 年 8 月 5 日
- ・ 入札参加者数 2 者

(2) 経緯

本業務の民間競争入札については、上記（1）アの日程で、入札参加資格を有する2者の参加を得て実施したところ、複数回の入札を行っても予定価格の制限に達した価格の入札がなかつたことから、入札不調となつた。

また、入札後、入札参加者に対して質問したところ、当該入札条件において、これ以上、価格を下げるることは困難である旨の回答を受けた。

このため、入札条件の見直し（夜間及び休日の運転業務を削除）を行い、入札実施要項案を官民競争入札等監理委員会（平成26年7月7日）に付議した上で、上記（1）イの日程で、再度公告入札を実施した。

再度公告入札に参加した2者の入札価格は、いずれも予定価格の範囲内であったところ、提案書の評価点及び入札金額に基づく総合評価点が高かつた上記3の受託事業者が落札者となつた。

5 本業務の実施経緯及び目的

従前、総務系業務の民間委託は、単年度契約であったことから、業務の習熟が一定程度図られた段階で契約期間が終了し、新たに入札を行うこととなること、また、最低価格落札方式による競争入札であることから、業務量自体は変わらないにもかかわらず、契約金額のみが低減する結果となるため、一定程度以上に業務の質が向上しない状況があつた。

このため、複数施設を対象として、複数年契約で業務を実施することで、民間事業者の創意と工夫が発揮され、業務水準の低下を抑えるとともに、質の高い業務が遂行されることを期待し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を、総合評価落札方式により実施することとした。

刑事施設の総務業務の一部を民間競争入札の対象として、民間委託を拡充することにより、その分、刑務官は、被収容者の処遇に注力することができるため、結果として、公共の安全と秩序の維持、社会の保護、公共の福祉の増進といった目的の達成にもつながるものである。

6 本業務の委託対象業務

本業務において、民間委託の対象となる業務の内容は、下表のとおりである。

大項目	中項目	要求水準
業務実施体制	共通事項	・施設の保安に係る情報及び個人情報を漏えいしないこと。(指標：年間0件)
	業務実施体制	・総括業務責任者(本業務全体を総合的に把握し調整を行う者)1名を置くこと。 ・対象施設ごとに、業務責任者(各業務を総合的に把握し調整を行う者)1名を置くこと。

大項目	中項目	小項目	業務細目
庶務	庶務事務	文書の処理	公文書類等の発受、発送・回付、編集及び保存(メールを含む)
		郵送物の処理	郵送物の受理・確認・回付・送付
		その他事務支援	簡易的な事務支援
	受付	電話対応	電話の受付・交換
		窓口対応	来訪者の受付、関係部署への連絡
会計	領置事務	領置物品の管理 (領置金を除く)	入出所時の領置物品の確認(※) 領置物品管理システム入力 保管・出納管理(※)
		差入れ	差入の受付、外部への交付(※) 領置物品管理システム入力 関係書類の作成
	用度	清掃	清掃の実施
		植栽	植栽管理、環境整備の実施
		運転	自動車運転(作業業務に係る車両を除く)
			車両点検、整備
			その他

(※)は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)

第33条の3に規定する特定公共サービス

II 確保されるべき対象公共サービスの質の確保の状況及び評価

1 確保されるべき質

本業務の民間競争入札の実施に当たり、次のとおり、対象公共サービスの質を設定した。

- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、信義誠実をもつ

て履行するものとする。

- ・ 本業務の実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、「委託業務の内容」の「要求水準」を遵守すること。

ただし、本要求水準は、国が要求する最低限の水準であり、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を妨げるものではない。

2 確保されるべき質の達成状況（平成26年度～同28年度）

（1）業務実施体制等

- ・ 総括業務責任者各1名を置き、業務を総括させた。
- ・ 対象施設ごとに、業務責任者各1名を置き、各施設に常駐させた。
- ・ 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の漏えいは発生していない。

（2）モニタリング

本業務においては、業務の履行確認のため、モニタリング制度を採用しているところ、民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準の内容を満たしていないと判断される場合等において、入札実施要項別紙3に定める「対象となる事案」が発生した場合には、違約金を賦課し、また、同別紙3に定める「減額ポイントの対象となる主な事実」に該当する事象が発生し、同ポイントが一定点数（50点）以上蓄積された場合には、所定の減額率に基づき計算した金額を四半期の委託費から減額することとしている。

また、民間事業者が、「要求水準等に定める範囲の事務について、特に優れた業務遂行により、刑務所施設の良好な運営に寄与した場合」、「要求水準等に定める範囲を超える貢献により、刑務所施設の良好な運営に寄与した場合」及び「その他特段の事情がある場合」には、各事実の発生1件につき最大10点の範囲内で、減額ポイントを軽減できることとしている。

違約金の賦課又は減額ポイントの蓄積による委託費の減額、減額ポイントの計上状況及び民間事業者の功績による減額ポイントの軽減状況は、以下のとおりである。

ア 違約金の賦課又は減額ポイントの蓄積による委託費の減額 該当なし

イ 減額ポイントの計上状況

年度	計上点数	事案
平成26年度	1点	<ul style="list-style-type: none">・持込制限物品の持込み・システム入力の過誤又は失念
平成27年度	6点	<ul style="list-style-type: none">・文書の紛失・システム入力の過誤・領置物品の紛失・領置物品の誤交付・公用車事故（物損）
平成28年度	9点	<ul style="list-style-type: none">・システム入力の過誤・公用車事故（物損）・書類等への誤記載・領置物品の誤交付・文書の紛失

ウ 民間事業者の功績による減額ポイントの軽減状況

年度	軽減点数	事案
平成26年度	一	該当なし
平成27年度	2点	<ul style="list-style-type: none">・業務範囲を超える清掃の実施・その他の貢献
平成28年度	4点	<ul style="list-style-type: none">・書類の誤記載の発見・業務の効率化に資する実施方法の改善に係る提案・業務範囲を超える除草作業の実施

3 民間事業者からの提案に関する実施状況

本業務の民間競争入札に当たり、受託事業者から提出のあった提案書において、「構外清掃従事者については、矯正施設出所者の就労支援についても取り組む」旨の提案がなされている。

本提案については、受託事業者は、対象施設以外の事業所で矯正施設出所者を雇用し、清掃業務に従事させている。

対象施設の業務従事者としての雇用は実現していないものの、受託事業者により、このような取組が行われていることは、現在、刑務所出所者の再犯防止施策の充実が求められている中で、意義深いものである。

4 対象施設職員へのヒアリング

対象施設の職員を対象に、本業務の実施状況をどのように捉えている

のか、ヒアリングを行った。

区分	意見等	
全般	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 特段、大きな問題なく、業務を実施している。ただし、国職員でも発生させるようなミスは、日々発生している。(府中)
	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 労務管理に係る負担が軽減されること、事業期間が比較的長いため、民間職員の業務の習熟が進むことが、本業務のメリットであり、助かっている。(府中) 本業務の事業期間は5年間であるが、同一の事業者に、比較的長く継続して業務を実施してもらえるのはありがたい。毎年度、職員を雇用する手間も省けている(本業務とは別に、賃金職員を雇用しているが、労務管理・給与計算が手間である。)。(立川)
受付業務	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務を国職員が手助けすることができないので、民間スタッフがフル回転で実施しているが、大きな問題なく実施されている。(府中) 民間職員が長続きせず、入れ替わりが多い。(立川) 厳しいセキュリティ体制など刑事施設の特有の事情を知って離職する者や、専門用語に付いていけない者が多い印象である。(立川)
領置業務	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 特に問題なく、実施されている。(府中) 官民の業務分担を明確化し、国職員は、何らかの許否判断を伴う事務及び保安上の検査を担当している。(府中) 昨年度、民間職員2名が退職した際には、新人だけでこなせる業務ではないため、業務責任者が自ら応援に入り、事務処理等を行っていた。(立川) 細かい過誤が多く、業務の効率化など本業務のメリットもあるが、過誤の事後処理にかかる負担も増えている。過誤が発生する原因として、民間職員に保安意識や当事者意識が欠如していることが考えられる。(立川)
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 領置業務は、国の許否判断が絡む部分もあり、国の業務と不可分な面もあるため、会計課は、被収容者の処遇に携わる部署(処遇部門)と民間事業者との板挟みになることが多い(保管私物に関する事務は、委託業務の範囲外であるが、処遇部門から会計課に、実施を求められる。)。(立川)
運転業務	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業者との間で取り決めた時間帯以外の時間帯の運転であつ

		ても、柔軟に実施してくれている。（府中）
清掃業務	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外の清掃範囲にあいまいな部分があり、毎年、事業者と確認している。（府中） ・ 清掃業務については、特に問題なく実施されている。（立川）

5 評価

モニタリングについては、本業務の実施に当たり、違約金の賦課及び減額ポイントの蓄積による委託費の減額は発生していない。

本業務の実施に当たり、領置物品の誤交付やシステム入力の誤りなどの事務処理上の過誤に対し、減額ポイントが計上されている一方で、民間事業者の功績（領置物品の効率的な保管に関する業務改善の提案等）により、減額ポイントの軽減も行われている。

また、現地職員からのヒアリングでは、事務処理等の過誤や民間職員の離職（立川拘置所）に係る意見があった一方で、対象施設における労務管理に係る負担の軽減、民間職員の業務の習熟が進んでいる状況など、本業務のメリットに係る意見も示された。

加えて、入札時に提案のあった出所者の雇用が実現している状況が認められる。

このため、本業務全体としては、国の求めるサービスの質が確保され、誠実に実施されていると評価できる。

III 実施経費の状況及び評価

本事業の契約金額550,260千円と、国が実施する場合の想定経費（平成25年度の業務実施に要した経費から算出）604,480千円を比較したところ54,220千円（対従来経費比8.97%）削減されており、民間競争入札導入の効果があったものと評価できる。

	国が実施する場合の想定経費（平成25年度実績）	契約金額	対従来経費比
単年度	120,896千円	110,052千円	8.97%削減
事業期間合計	604,480千円	550,260千円	

※ 再度公告入札においては、入札実施要項に定める委託業務から、夜間及び休日の運転業務を削除し、国職員が同業務を実施することとしたが、国職員は、勤務時間変更又は休日振り替え等により同業務を実施することから、表中の「国が実施する場合の想定経費」に影響を及ぼすものではない。

IV 評価のまとめ

本業務は、法第33条の3に規定する特定公共サービスを含むものであるが、上記Ⅱ及びⅢのとおり、公共サービスの質の維持及び経費削減の点で、効果を挙げているものと評価できる。

本業務の第2期事業に係る民間競争入札については、厳しい財政事情の中、当該入札の実施に係る複数年度の予算の確保が困難な状況であること、また、本業務の開始前に比べ、刑事施設の収容人員が減少しているところ、国職員の配置及び本業務以外の業務委託等を見直すことにより、現状の人員体制で、本業務の委託対象業務を実施することも可能な状況となっていることから、来年度の実施を見送ることとし、将来的に、対象施設及び委託業務の内容の見直しを行った上で、再事業化の可能性を検討していくこととした。